

## 藤沢市街なみ百年条例

私たちのまち藤沢は、相模湾に面する湘南海岸と緑濃い相模原台地の緩やかな丘陵を背景とした、海、島、川、丘の変化に富んだ明るく開放的で活力ある個性豊かなまちであり、これらの魅力に導かれるように湘南の中心的な都市として発展してきた。

街なみは人々の生活の積み重ねによって形成されるものである。長い時間を経て歴史や物語がはぐくまれ、地域の生活に根ざした建築物がつくられ、できごとやなりわいなどを通して街なみが磨かれる。街なみが都市の個性にまで昇華されるときに、市民に対しても、来訪者に対しても、感動を与えることのできるものになる。街なみの形成に大切なことは、人々の暮らしを見つめ直し、藤沢の個性となりうる街なみは何かを考え、街なみを構成するもの—たとえば自然、歴史や物語、建築物、できごとやなりわいなど—を守り、育て、継承することである。

私たちは、お互いに目標を共有し、未来に向けて、地域の自然、歴史や文化、生活から織り成される良質な街なみという協働作品を守り育て継承することによって、より豊かな市民生活の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、地域の自然、歴史や文化、生活から織り成される良質な街なみの形成を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 良質な街なみの形成は、地域の自然、歴史や文化、生活から織り成されるものとして後世へ伝えていく価値のある街なみが、百年を超えて継承されていくよう、市民の共通の資産として、市、市民及び事業者による協働を通じて、守られ、育てられることを基本とする。

2 良質な街なみは、地域の自然環境、歴史文化等と生活の調和により形成されるものであり、市は、市民及び事業者の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成を図るものとする。

3 良質な街なみは、産業、観光等において、大きな役割を担うものであり、市は、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて一体的な取組を図るものとする。

4 市は、街なみの形成に関連する計画を定める際には、本条例の趣旨にのっとり

よう特に配慮するものとする。

(市の責務)

第3条 市は、良質な街なみの形成を図るため、必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、良質な街なみの形成に努めるとともに、市が実施する良質な街なみの形成に関する施策に協力するものとする。

(街なみ継承地区)

第5条 市は、良質な街なみの形成を特に重点的に図る地区として、次に掲げる地域のうちから、街なみ継承地区を定めることができる。

- (1) 自然環境、歴史文化等の面で特に保全及び継承が必要である地域
- (2) 産業、観光等に関するいずれかの面で特に保全及び継承が必要である地域
- (3) 指定文化財、登録有形文化財、景観重要建造物、景観重要樹木その他法令により指定され、又は登録された物件を含む地域
- (4) 市民による自然環境、歴史、文化、産業、住環境等の保全及び継承等の良質な街なみの形成に関する取組が積極的に行われている地域

2 市は、街なみ継承地区において、良質な街なみを形成するための施策を総合的に実施するものとする。

(街なみ継承ガイドライン)

第6条 市は、前条第1項の規定に基づき街なみ継承地区を定めるに当たっては、当該地区の特性を生かし、良質な街なみの形成を積極的に図るため、当該地区の街なみの将来像等を示した街なみ継承ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定めるものとする。

2 市民及び事業者は、ガイドラインに定められた事項の遵守に努めるものとする。

(策定の手続)

第7条 市は、街なみ継承地区及び当該地区に係るガイドラインを定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、街なみ継承地区及び当該地区に係るガイドラインを定めたときは、その旨を告示し、これらを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定は、街なみ継承地区の区域及びガイドラインの変更について準用する。

(住民等による提案)

第8条 街なみを形成している地域の区域内の土地で市長が別に定める規模以上のものについて所有権その他市長が別に定める権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、市に対し、街なみ継承地区の指定並びに当該地区に係るガイドラインの策定及びその基本的な事項を提案することができる。この場合において、その提案をしようとする者は、街なみ継承地区として指定すべき地域の区域及び当該地区に係るガイドラインの素案を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提案は、当該提案の対象となる地域の区域内の土地所有者等のうち市長が別に定める割合以上の同意を得ていなければ、行うことができない。
- 3 市は、第1項の提案を受けた場合は、その内容を検討し、街なみ継承地区を指定し、及び当該地区に係るガイドラインを定める必要があると認めたときは、前3条の規定により街なみ継承地区を指定し、及び当該地区に係るガイドラインを定めるものとする。
- 4 前3項の規定は、街なみ継承地区の区域及びガイドラインの変更の提案について準用する。

(啓発活動)

第9条 市は、市民の良質な街なみに関する意識の高揚を啓発し、及び知識を普及するための方策を講ずるものとする。

(推進体制)

第10条 市は、良質な街なみの形成を図るため、市民及び事業者と連携し、街なみの形成に関する施策の総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(事業の実施)

第11条 市は、その事業を実施するに当たっては、良質な街なみの形成に配慮するものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者による良質な街なみの形成に必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。